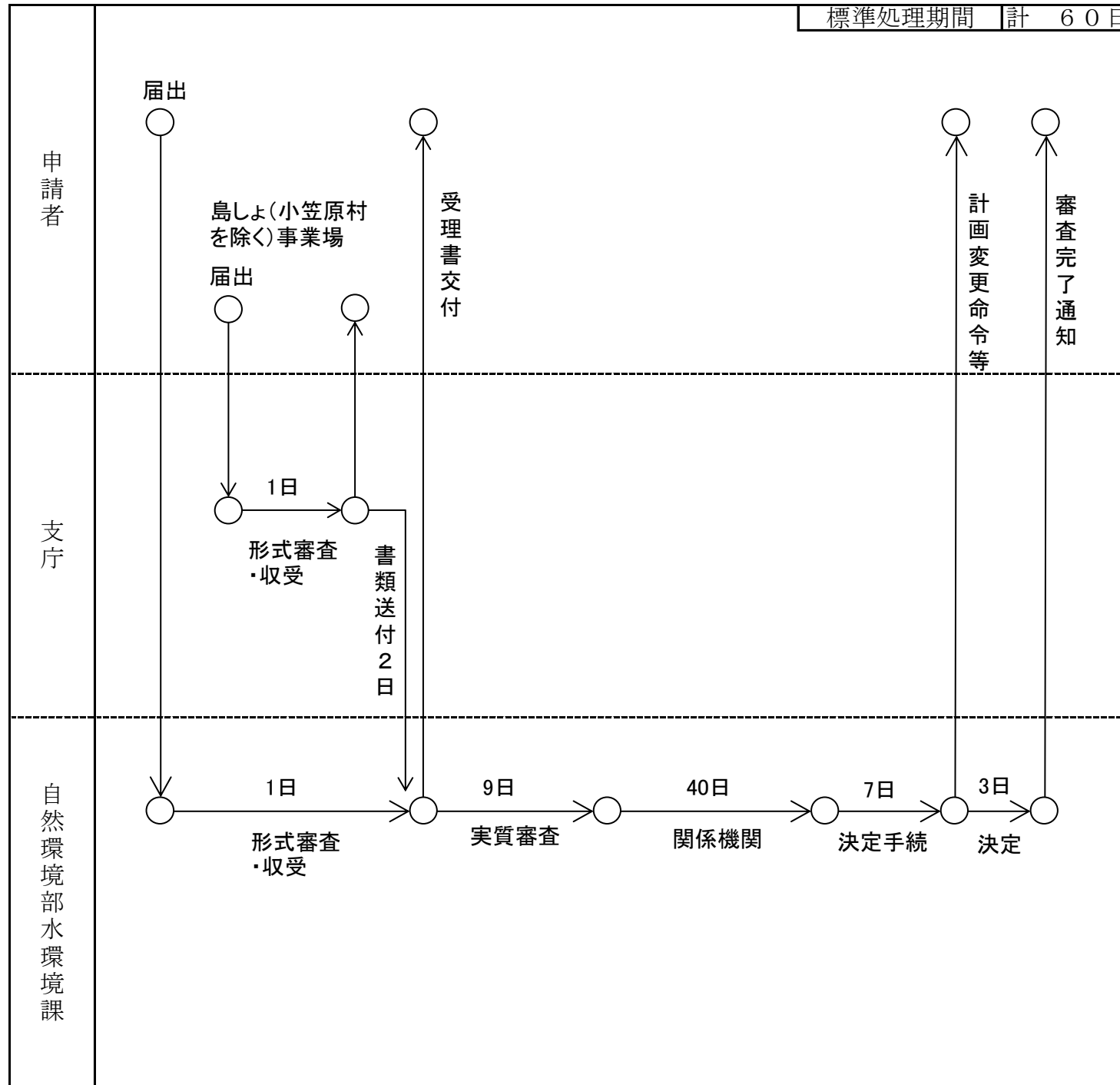


事務処理フロー図

成部署 環境局自然環境部水環境課河川規制担当 電話 42-657

事務名 水質汚濁防止法に基づく特定施設の構造等変更届

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付資料がそろっているかどうか審査します。
2	収受	正本とその写しを収受し、受理書を交付します。
3	実質審査	水質汚濁防止法及び関係法令・要綱等の審査基準を満たしているか審査します。
4	関係機関協議	届出施設の審査に当たって必要に応じて関係法令等を所管する区市町村、関係局・部・課と協議します。
5	計画変更命令等	水質汚濁防止法の規制基準に適合しないと認めるときは計画変更命令又は計画の廃止を命ずることがあります。
6	決定手続	届出の内容が水質汚濁防止法及び関係法令等の規定する要件に適合していることを水環境課長が決定します。
7	審査完了通知	届出者に審査が完了したことを通知します。
8		
9		
10		